

平成 23 年 9 月 21 日

金融商品専門委員会 - 分類及び測定
ディスカッション・ポイント

金融商品の分類及び測定に関する検討状況の整理に対するコメントへの対応

- 金融商品専門委員会では、金融商品会計に関する現行基準の見直し作業を進めており、その一環として、昨年 8 月に公表された「金融商品会計基準（金融資産の分類及び測定）の見直しに関する検討状況の整理」（以下「DP2」という。）のコメント分析及び対応について検討している。また、
- 第 86 回の金融商品専門委員会（7 月 20 日（水））では、DP2 へのコメント対応の方向性（案）を審議した。
- 本日の第 231 回企業会計基準委員会では、審議事項（４） - - 2 「取引価額が公正価値と著しく異なる場合の会計処理」の以下の 14 項及び 15 項のコメント対応の方向性についてご意見をいただきたい。

（検討状況の整理へのコメント対応の方向性（案））

- 検討状況の整理では、金融商品の当初認識は、当該金融商品の公正価値により測定することが考えられるとしている。また、当初認識時における金融商品の公正価値は、通常、取引価格であるとし、もし、取引価格の一部が当該金融商品以外に対するものである場合には、当該金融商品の公正価値は評価技法を用いて見積ることとしている。このような会計基準（案）、適用指針（案）の取扱いを基本的に変更しない。
 - 取引価格と公正価値に著しい差があることが明らかである場合には、それが、会計上の資産又は負債として認識すべきものであれば、それは当該差額の実態に応じて会計処理することを明示する。
- また、取引価格と公正価値との著しい差が会計上の資産又は負債として認識するものでない場合の取扱いの代替案（第 16 項参照）について、現時点で、予備的なご意見があればいただきたい。

以上